

審 第 2 8 8 3 号

答 申 第 2 7 8 号

令和4年1月20日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県個人情報保護審議会

会 長 中 曾 根 玲 子

審査請求に対する裁決について（答申）

令和2年2月26日付け政法第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第258号

令和元年11月29日付けで審査請求人から提起された、令和元年10月2日付け政法第〇〇号で行った自己情報不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が令和元年10月2日付け政法第〇〇号で行った自己情報不開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- （1）審査請求人は、令和元年9月17日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「私が原告になっている千葉地方裁判所〇〇支部平成〇〇年（〇）第〇〇号〇〇事件における被告の準備書面（1）に係るもの一切。たとえば、同書面自体やその起案文書や推敲や相談にかかる文書、同書面についての私の請願書や上申書にかかる文書など。同書面を陳述した時の文書、同陳述時に出廷していた職員がわかる文書。少なくとも、政策法務課、〇〇センター、障害者福祉推進課は担当課に含めて下さい。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- （2）実施機関は、本件開示請求に対し、総務部政策法務課（以下「政策法務課」という。）が保有する個人情報について、本件開示請求に係る文書は作成及び取得しておらず、本件開示請求に係る行政文書を保有していないとして、本件決定を行った。
- （3）審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、令和元年11月29日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- （4）実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和2年2月26日付け政法第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- （1）審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。
  - ア 本件審査請求の趣旨
    - （ア）本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。

(イ) 裁量的開示を実施することを求める。

イ 本件審査請求の理由

(ア) 文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を開示請求の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。開示請求の内容及び請求対象たる事案の性質からして、本件対象情報が全く存在しないとは、到底、考えられない。少なくとも、審査請求人が本件担当課に宛てて文書を送付していることから、本件担当課は、本件開示請求に係る文書を取得しているし、そのことは本件開示請求の他の担当課による処分でも明らかとなっているうえ、本件担当課は行政訟務を所掌し実際に同課職員らが指定代理人にもなっており、本件開示請求の他の担当課による処分でも、本件担当課は打合せ等に参加しており、打ち合わせに係る文書、復命書その他それに類する文書が存在するはずである。

(イ) 本件不開示部分は、いずれも、条例第17条第6号ロに該当しない。

(ウ) 不開示部分は、いずれも、条例第19条に該当する。

(2) また、審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 文書の特定

本件担当課は、従前、保存期間内であるにもかかわらず、行政文書を所在不明の状態にしたり、廃棄を行ったり、廃棄したのに廃棄記録を作成していなかったりしてきたことから、文書の特定については俄かには措信しがたい。

イ 不開示箇所の不開示事由非該当性

(ア) 本件対象個人情報記録した文書の行政文書該当性

本件開示請求の対象事案となった訴訟の当該準備書面では、被告は、原告が開示請求で不開示とされた行政文書を入手するために訴訟を利用している旨が明記され、陳述までされている。陳述前に抗議の上申書と請願書を提出していたにもかかわらずである。当該国家賠償請求訴訟が、強制入院させられた人たちの人権を救済するための千葉県精神医療審査会に係る重要な行政文書を保存期間内に廃棄されたり所在不明の状態にされたりしたことやそれを隠蔽したことなどが争点となっており、障害者の権利条約で絶対的に禁止すべきとする強制的精神医療による拷問や虐待によって被害を受けた方々を救済する目的を逸脱した違法を訴求している極めて重大な裁判である。本件で不開示とされた情報の中に、あまりに強制入院の被害者の尊厳を蹂躪する記述、強制的精神医療による被害者の救済のために全身全霊で取り組んでいる原告である審査請求人を行政クレーマーや訴訟マニア扱いする記述

があることは、本件開示文書の記述、未だに請願に対する回答を怠っていること、病院局経営管理課職員や知事部局〇〇センター職員等の不適切な対応、他自治体の事例等からしても、想像に難くない。

開示請求で不開示とされた情報でも、訴訟手続上、必要であれば開示する必要があり、また実際に提出されるものであることは公知の事実であり、情報公開請求で不開示とされたものでも文書提出命令等の訴訟手続では提出する義務があることもまた明らかである。

そもそも、審査請求人の本件開示請求は、国家賠償請求訴訟で利用するために行ったものである。

情報公開制度の趣旨及び裁判を受ける権利に照らしても、原告である審査請求人が訴権を濫用している旨の記載及び陳述をした被告県とその指定代理人、訴訟代理人の責任は非常に重いものがある。審査請求人である原告の人権ひいては強制的精神医療による被害者の人権を擁護するために条例第19条の規定により裁量的開示を実施すべきである。

個人情報開示であれ、情報公開であれ、開示された情報が証拠となって行政が敗訴したり、違法性・故意過失等を認められる可能性があるし高くなるなどしたりしたとしても、それを以て対象個人情報ではないとか、行政文書に該当しないとかいった判断を導き出すことが相当でないことは明らかである。本人による個人情報のコントロールという観点からも、自治体の行政訟務というのは住民のために行うべきものであるという観点からも、条例の規定からも、そのように解すべきである。また、当該訴訟が国家賠償法であることから、本件対象個人情報を記録した文書の行政文書該当性を判断するに際しては、国家賠償制度の趣旨も考慮すべきである。

責任追及を免れんがために、明らかに行政文書に該当する文書を行政文書に該当しないとした行政文書該当性の判断は、違法である。

(イ) 後記4(2)イ(イ) a、b及びe

実施機関は、要するに、担当課職員が指定代理人として取得・作成して保有されている文書は行政文書に該当しない旨を主張している。しかし、当該職員はプライベートで訴えられた裁判の代理人ではないし、担当課の職務として指定代理人になり行政訟務を遂行しているのであるから、その文書は、明らかに、条例第2条第5号に定義される行政文書に該当する。

実施機関は、後記4(2)イ(イ) eにおいて担当課が主務課でない旨主張しているが、主務課であるか否かについては関係がないし、たとえ主務課でなくとも、指定代理人として職員を出しており同職員

が実際に裁判に出頭している以上、文書は取得・作成されているはずであるし、そもそも、担当課は行政訟務を所管しているのであるから主務課である。

(ウ) 後記4 (2) イ (イ) c 及び d

少なくとも、後記ウ (イ) で指摘した事情からして、対象個人情報に記載した行政文書の特定漏れがあったというべきである。

ウ 理由附記の不備の違法

(ア) 後記4 (2) イ (イ) a、b 及び e に記載された内容は、すなわち、実施機関が解釈上の不存在であると判断したということであるから、これを物理的な不存在であるかのように理由附記したことは、条例第21条第2項及び第3項の規定により要請されている理由附記の水準を満たしたものとは言えない。

したがって、通知書の理由附記において看過し得ない瑕疵があるというべきであるから、本件決定は当然に取り消すべきである。

(イ) 後記4 (2) イ (イ) c 及び d に記載された経緯（審査請求人から本件担当課に請願が送付されたこと、期日報告書の供覧を受けたこと）が事実であれば、当該行政文書は、本件対象個人情報を記載した行政文書として取得したというべきである。そうすると、仮に不保有であったとしても、請願は審査請求人から本件担当課に請願が送付されたが、書面内容から障害者福祉推進課に回送した、期日報告書は供覧終了後は、同課に返却した、それらの時に写しないし控えは一切取っていない旨を理由附記すべきであったが、これを怠った。

また、後記4 (2) イ (イ) d については、障害者福祉推進課とは別に〇〇センターからも同じような名称ではあるが別の文書が特定されている。それについての弁明がないし、仮に、当該文書も〇〇センターに返却したというのであれば、その旨の理由附記も欠いているし、弁明さえ欠いているというべきである。

したがって、通知書の理由附記において看過し得ない瑕疵があるというべきであるから、本件決定は当然に取り消すべきである。

エ 結語

したがって、本件決定で不存在による不開示とされた情報は、不開示事由に該当せず、開示すべきである。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(2) 弁明の理由

ア 前提事実

- (ア) 審査請求人が原告となり、被告を千葉県とする、平成〇〇年(〇)第〇〇号〇〇事件(以下「本件訴訟」という。)が千葉地方裁判所〇〇支部において訴訟事件として係属していたこと。
  - (イ) 本件訴訟において、被告千葉県は、令和〇年〇〇月〇〇日付けで「準備書面(1)」と題する書面を千葉地方裁判所〇〇支部及び審査請求人に提出したこと。
  - (ウ) 準備書面は、本件訴訟の令和〇年〇〇月〇〇日開催の口頭弁論期日(以下「本件期日」という。)において陳述されたこと。
  - (エ) 本件期日において、被告千葉県の指定代理人として、健康福祉部障害者福祉推進課(以下「障害者福祉推進課」という。)、〇〇センターの職員とともに、政策法務課の職員が出廷したこと。
  - (オ) 本件訴訟において、原告である審査請求人は、令和〇年〇〇月〇〇日付けで「被告準備書面(1)に係る上申書」と題する書面を千葉地方裁判所〇〇支部及び被告千葉県に提出したこと。
  - (カ) 審査請求人から政策法務課宛て、本件訴訟についての請願書が送付されたが、書面内容から、請願書は障害者福祉推進課に回送されたこと。
- イ 政策法務課が本件開示請求に係る審査請求人の自己の個人情報に記載された行政文書を取得ないし保有する事実はないこと
- (ア) 審査請求人は、本件開示請求において、準備書面に係るもの的一切について対象文書として特定することを求め、具体的には、その例示として、①準備書面自体、②その起案文書、③推敲や相談に係る文書、④準備書面についての審査請求人の請願書や上申書に係る文書、⑤準備書面を陳述した時の文書及び⑥準備書面を陳述した時に出廷していた職員がわかる文書について開示を求めるものであるが、以下弁明するとおり、審査請求人が主張するいずれの文書についても政策法務課は作成、取得ないし保有していない。

以下詳述する。

(イ) 政策法務課が本件訴訟についての行政文書を保有しない理由

a 前記①及び②の文書について

政策法務課は「訴訟に係る事務の総括に関すること」を分掌事務とするものであって(千葉県組織規程第11条)、本件訴訟における主務課ではない。仮に、本件訴訟における指定代理人となる政策法務課職員が準備書面の写しを保有していたとしても、当該資料は職務遂行の便宜のために利用する指定代理人となる職員個人限りの

資料にすぎない。

このことから、前記①及び②の文書については行政文書としては不保有である。

b 前記③の文書について

本件訴訟については訴訟代理人及び指定代理人の間で検討がなされ対応しているところ、準備書面作成に当たっての検討経過において、指定代理人となる職員が訴訟遂行のため、準備書面の推敲や資料作成を行ったとしても、当該資料は職務遂行の便宜のために利用する職員個人限りの資料にすぎない。

このことから、行政文書としては不保有である。

c 前記④の文書について

前記ア（カ）のとおり、審査請求人から政策法務課宛て請願書が送付されたが、請願書はその書面内容から、そのまま障害者福祉推進課に回送したものである。そのため、政策法務課においては請願書を取得しておらず、行政文書としては不保有である。

また、上申書の写しについては、前記 a と同様であるから、行政文書としては不保有である。

d 前記⑤及び⑥の文書について

政策法務課は、準備書面を陳述した本件期日の内容についての復命である期日報告書の供覧を受けたが、当該文書は障害者福祉推進課において作成されたものであり、供覧終了後は同課に返却した。

このことから、前記⑤及び⑥の文書については行政文書としては不保有である。

e その他、審査請求人は審査請求書において、政策法務課の職員が本件訴訟についての打合せ等に参加しているため、打合せに係る文書、復命書その他それに類する文書を政策法務課が保有する旨主張する。

しかし、本件訴訟についての打合せに係る文書については、前記 b に掲げる理由により行政文書としては不保有である他、復命書又はそれに類する文書については、政策法務課職員も指定代理人として、本件訴訟の打合せ等には参加するものの、前記 a のとおり政策法務課は本件訴訟の主務課ではないため、これらの文書は作成しておらず不保有である。

f 以上のとおり、政策法務課は、本件開示請求に該当する文書を取得又は保有した事実はないため、当該事実を基に本件決定理由を記載し、本件決定を行ったものである。

### （３）結論

以上の弁明のとおり、実施機関が行った本件決定は適法であり、これを取り消す必要はない。

したがって、前記（１）のと通りの裁決を求める。

## ５ 審議会の判断

### （１）本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、前記２（２）のとおり、本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記３のとおり、本件決定の取消しを求めており、これは、本件開示請求に係り実施機関が保有する個人情報が存在するとの主張であると考えられるので、以下、検討する。

### （２）個人情報の特定の妥当性について

ア 条例第２条第５号で定める行政文書とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」をいう。そして、「組織的に用いる」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織として共用の実質を備えた状態、すなわち、組織において事務又は事業の執行上必要なものとして、利用又は保存されている状態をいう。「組織的に用いる」に該当するかどうかの判断に当たっては、作成又は取得の状況、利用の状況、保存又は廃棄の状況を総合的に考慮して実質的な判断を行うこととなる。

例えば、備忘録等専ら職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用し組織としての利用を予定していないもの、正式文書の写し等職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用するもの、起案前の職員個人の検討段階にある文書等は、「組織的に用いる」ものには該当しない。

イ まず、審査請求人が本件開示請求において例示した文書について検討する。

#### （ア）準備書面及びその起案文書について

実施機関に確認したところ、本件訴訟に係る準備書面については、訴訟代理人と指定代理人の間で検討がなされ、最終的に訴訟代理人によって成案が作成されるとのことであり、実施機関として特に準備書面の起案処理はしていないとのことであった。

また、裁判所へ提出した準備書面については、指定代理人としてその写しを保有していたとしても、当該書類は、正式文書の写しであって、指定代理人がその職務の遂行の便宜のために利用するものにすぎないとのことであった。

訴訟代理人及び指定代理人の権限に鑑みると、実施機関の説明に特

段に不自然、不合理な点はなく、そうすると、条例第2条第5号で定める行政文書に該当する文書を保有していないとする実施機関の判断を否定することはできない。

(イ) 準備書面の推敲や相談に係る文書について

実施機関に確認したところ、本件訴訟に係る準備書面の作成に当たって、その検討経過において、指定代理人である実施機関の職員が準備書面の推敲や相談を行ったとしても、準備書面の推敲や相談に係る文書について、実施機関において起案及び供覧は行われていないため、上司の指示等の関与はなく、組織としての利用が予定されていないとのことであった。

訴訟代理人及び指定代理人の権限に鑑みると、実施機関の説明に特段に不自然、不合理な点はなく、そうすると、条例第2条第5号で定める行政文書に該当する文書を保有していないとする実施機関の判断を否定することはできない。

(ウ) 準備書面に係る請願書及び上申書について

実施機関に確認したところ、審査請求人から実施機関宛てに請願書及び上申書が送付されたが、実施機関は、請願書の書面内容から、そのまま障害者福祉推進課に回送したとのことであった。その際に、職員個人は請願書及び上申書の写しのデータを保有しているが、当該データは職員個人のメールボックスに保管し、組織内での供覧は行っておらず、上司の指示等の関与はなされていないとのことであった。

この説明に特段に不自然、不合理な点は認められず、そうすると、条例第2条第5号で定める行政文書に該当する文書を保有していないとする実施機関の判断を否定することはできない。

(エ) 準備書面を陳述した時の文書及びその時に出席していた職員がわかる文書について

実施機関によると、審査請求人がいう「準備書面を陳述した時の文書又はその時に出席していた職員がわかる文書」としては、期日報告書によって復命したときの供覧文書を考えることができるが、当該文書は、障害者福祉推進課において作成されたものであり、供覧終了後は、障害者福祉推進課に返却したとのことであった。

当該供覧文書は、本件開示請求に対して障害者福祉推進課が保有する個人情報として別途、特定されているため、審議会で、当該特定された供覧文書を見分したところ、障害者福祉推進課で起案され、それを障害者福祉推進課及び政策法務課で供覧していることが確認された。通常、供覧の終わった文書は、起案者において保管するものであるので、当該供覧文書を政策法務課で保有していないとの説明に不自然、

不合理な点は認められない。

そうすると、審査請求人がいう「準備書面を陳述した時の文書又はその時に出席していた職員がわかる文書」を保有していないとする実施機関の判断を否定することはできない。

ウ 次に、審査請求人が本件開示請求において例示した文書以外について検討する。

審議会があらためて実施機関の保有する文書の探索を行なわせたところ、本件開示請求に係る個人情報を実施機関において保有していないことが確認された。

審議会としては、審査請求人が本件開示請求において例示した文書以外についても、実施機関が本件決定において個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他本件開示請求の対象となる個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

### (3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

## 6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

### 審 議 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日      | 処 理 内 容                |
|------------|------------------------|
| 令和2年2月26日  | 諮問書（弁明書及び反論書の写しを含む）の受理 |
| 令和3年6月21日  | 審議（令和3年度第3回第2部会）       |
| 令和3年7月26日  | 審議（令和3年度第4回第2部会）       |
| 令和3年9月27日  | 審議（令和3年度第5回第2部会）       |
| 令和3年10月25日 | 審議（令和3年度第6回第2部会）       |

| 氏 名    | 職 業 等                 | 備 考      |
|--------|-----------------------|----------|
| 川瀬 貴之  | 千葉大学大学院<br>社会科学研究院准教授 | 部会長職務代理者 |
| 谷 麻衣子  | 弁護士                   |          |
| 中曾根 玲子 | 國學院大學法学部教授            | 部会長      |